

### 今回のテーマ

#### 経営者退職金準備は？（2）



今回は、前回に引き続いて社長（役員）の退職金準備について考えてみましょう。  
前回では、退職金として受け取ることで得られる税制面の優遇措置について考えました。  
今回は、具体的な対策について検討してみましょう。

#### \* 前回の整理

##### 【役員退職金についての留意点】

- ① 退職金の支払年度に、一過性の多額の損金＝赤字が発生する。
- ② 退職金支払の原資を換金性の高い形態で確実に準備すること。

#### \* 退職金準備手段

上記2つの留意点をカバーする方法は

- ① 一時的な益金＝黒字を計上できる方法を選択する。
- ② 換金性の高い金融商品を選択する。

これらを同時に満たさなければ、有効な準備はできません。

② の換金性の高い金融商品については、かなり多様な選択が可能です。  
退職時期は、前もって決めることができますから、一週間程度の時間で現金化できれば、特に問題はないでしょう。

① の益金をつくる方法について検討する必要があります。  
換金時に益金計上できる方法は、逆に考えると積立時には損金算入できる商品でなければなりません。  
そこに、生命保険を利用する価値があります。  
積立方法に生命保険を利用した場合、毎回の支払は【保険料】として行ないます。  
つまり、保険料の取扱が、全額損金となる生命保険を採用します。  
また、退職時には、保険契約を解約して解約返戻金として現金を受け取ります。  
解約手続き後、営業日で数日のうちに返戻金支払を受けられます。

\* ポイント：現在、このような目的で【遞増定期保険】が、よく利用されます。  
保険会社により条件（解約時の返戻率）に、特徴がありますので  
保険加入時点で、充分に検討することをお勧めします。  
<返戻率の高い保険会社の場合、90%程度となることもあります>

今回は、経営者にとっての退職所得を取り上げてみました。  
実際にご自身のケースに置き換えて考えてみるとよいでしょう。  
生命保険の有利不利や損得勘定をすることは、なかなか難しいものです。  
具体的なご相談に応じますので、お気軽にお声をかけてみてください。



担当 渋木 洋子